

平成31年第2回佐伯市教育委員会会議録

1 日 時 平成31年2月15日（金）
開会 15時00分 閉会 17時22分

2 場 所 佐伯市教育委員会 教育委員会室

3 出席者の氏名

教育長 土崎 谷夫

委 員 桑門 超 委 員 米倉 ゆかり

委 員 岩佐 礼子 委 員 平井 國政

4 事務局

教育部長 狩生 浩司 教育総務課長 吉村 岩雄

学校教育課長 高野 徹 社会教育課長 淡居 宗則

体育保健課長 榎 英樹

本日の書記 総括主幹 須山 禎宏 副主幹 團塚 竜二

5 付議した議案 6件

6 報告事項等 1件

7 その他 0件

8 傍聴人 0名

開 会

教育長 ただいまから平成31年第2回佐伯市教育委員会を開会します。

事務局 (出席委員の確認)

前回会議録の承認

教育長 前回の第1回教育委員会の会議録の承認を桑門委員お願いいたします。
(会議録に署名)

教育長の報告

- ・学校のインフルエンザ罹患状況について
- ・市議会定例会開会
- ・平成31年度一般会計予算
- ・定期人事異動（4/1）作業
- ・1/22～23 B&G全国サミット
- ・1/24～ 校長人事ヒアリング
- ・1/31 第6回国民文化祭、障害者芸術・文化祭実行委員会
- ・2/9～10 高齢者教室合同学習発表会

議 案

【議 事】

議案第4号 平成31年第1回佐伯市議会定例会議案に対する教育委員会の意見について

- ・平成30年度一般会計補正予算（第4号）
- ・平成31年度一般会計予算
- ・佐伯市立幼稚園の設置に関する条例の一部改正について
- ・佐伯市いじめ問題対策委員会条例の制定について
- ・佐伯市公民館条例及び佐伯市文化会館条例の一部改正について
- ・佐伯市都市公園条例の一部改正について
- ・工事請負契約の締結について（平成30年度佐伯学校給食センター（仮称）建設（建築主体）工事
- ・工事請負契約の締結について（平成30年度佐伯学校給食センター（仮称）建設（電気設備）工事
- ・工事請負契約の締結について（平成30年度佐伯学校給食センター（仮称）建設（機械設備）工事

教育長 それでは議事に入りたいと思います。議案第4号平成31年第1回佐伯市議会定例会議案に対する教育委員会の意見について、平成30年度一般会計補正予算の説明を各課からお願いします。

＝各課資料をもとに概略を説明＝

教育長 ただ今の説明について、何か質問等はありませんか。

岩佐委員 減額した予算は次年度に持ち越されるのですか。

教総課長 市の予算は単年度予算なので基本的には繰り越しはありません。一部、国の補正予算等で繰り越しが認められる場合があります。減額された予算は次年度の一般財源として執行していきます。

教育長 次に平成31年度一般会計予算の説明を各課からお願いします。

教総課長 ＝【教育総務課分】資料をもとに概略を説明＝

教育長 何か質問等はありませんか。

教育長 非構造部材とはどのようなものか説明をお願いします。

教育部長 東日本大震災の時に体育館等が被害を受けるケースが多く、その理由は体育館そ

のものは構造上、耐震化されていたが、天井以外に天井に類似した鉄骨等が設置されており、その鉄骨は構造上の部材ではなく非構造部材であり、その非構造部材が地震によって崩壊する被害が多く発生しました。そのことを受け、国が非構造部材についての指針を示し、非構造部材に係る費用が400万円以上なら補助金が受けられる制度となっております。非構造部材も学校の安全・安心の観点から重要な問題であるため、平成31年度に専門家による調査を行いたかったが、予算は先送りとなりました。

桑門委員 点検費用が400万円ですか。

教育部長 工事費が400万円以上です。軽微なものは補助対象外となります。

教育長 予算の25,000万円は学校施設を工事し、長寿命化を図るための工事費ではなく、その計画を作成するために必要な経費ということですね。

桑門委員 特別支援員の人数について、幼稚園では支援の必要な子どもがいるとどうしてもそこに1人配置しないといけない状況ですが、小学校等で実際に50人必要であるという状況で、その配置ができないときに各学校で工夫して対応するということが可能なのですか。

学教課長 学校も苦慮しており、要望も多く受けております。今いる人員で協力し、学校全体で対応しているところです。

社教課長 =【社会教育課分】資料をもとに概略を説明=

体保課長 =【体育保健課分】資料をもとに概略を説明=

学教課長 =【学校教育課分】資料をもとに概略を説明=

教育部長 =さいき創生人材育成基金に係る事業等についての補足説明=

平井委員 教育委員会所管の施設について改修の要望はありますか。あれば順位を付けて改修しているのですか。

教総課長 今までは順位を付けて実施していましたが、財政上のこともあり今後は長寿命化計画により実施していくようになります。

岩佐委員 美術品購入基金は、将来、美術品を購入し資料館等に設置するための基金ですか。

社教課長 美術品を購入するための基金ではありますが、新たな積立は行わず基金利子を積み

立てるのみの運用となっております。

岩佐委員 将来、美術館は建設されるのですか。

教育部長 そもそも美術館を建設する計画があり、そのために基金を作ったのですが、計画がなくなったため、美術館は建設されませんが、基金は佐伯市にとって必要な美術品をいつでも購入できるよう準備しています。

教育長 =県下 14 市における教育費の状況を説明=

教育長 以上で、平成 31 年度の一般会計予算の教育委員会関係の主なものについての説明をさせていただきました。

教育長 次に佐伯市立幼稚園の設置に関する条例の一部改正について、学校教育課から説明をお願いします。

学教課長 2 ページをご覧ください。佐伯市立幼稚園の設置に関する条例の一部を次のように改正するものです。別表佐伯市立切畑幼稚園の項及び佐伯市立明治幼稚園の項を削るということで、3 ページの別表のとおり、佐伯市立切畑幼稚園と佐伯市立明治幼稚園を削っております。理由につきましては、切畑幼稚園及び明治幼稚園の園児数が減少したことに伴い、平成 31 年度から両幼稚園を廃止し、あわせて関係する条例を改正したいので提出するものであります。なお、この議案は、佐伯市議会の議決に付すべき特に重要な公の施設の廃止に関する条例第 2 条の規定により、議会において出席議員の 3 分の 2 以上の者の同意を得なければならないものとなっております。6 ページをご覧ください。平成 27 年度から佐伯市におきましては教育・保育の一体的提供を行う施設として「認定こども園」の設置を推進してまいりました。これにより弥生地域においては「やよいこども園」が開園し、このことにより平成 29 年度、平成 30 年度の両幼稚園の園児数が 3 名以下となっております。このような状況では多様性を育む集団的な教育を実現することができないことや今後も園児数の増加が見込まれないことから両幼稚園を廃園することになりましたので提出するものです。あわせて 4、5 ページの佐伯市学校給食センター条例にも両幼稚園がありますので削るものです。なお、条例の施行期日は平成 31 年 4 月 1 日です。以上です。

教育長 ご意見、ご質問はありませんか。

桑門委員 今まで両幼稚園で働いてきた幼稚園教諭の方たちのその後の処遇はどうなりますか。

学教課長 市立の保育園で勤務していただきます。

教育長 次に佐伯市いじめ問題対策委員会条例の制定について、学校教育課から説明をお願いします。

学教課長 7 ページをご覧ください。佐伯市いじめ問題対策委員会条例を次のように定めるものです。先に9ページをご覧ください。国が平成25年に「いじめ防止対策推進法」を制定しており、その第28条第1項の規定で、学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その重大事態（児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときや児童等が相当の期間（30日）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとされており、12ページをご覧ください。現行と条例制定後を比較しています。重大事態が発生したら、教育委員会が調査の主体を教育委員会で行うか学校に任せるかの判断をします。もし学校になった場合は学校のいじめ調査委員会が組織され、調査後に教育委員会に報告することになります。教育委員会で調査することとなった場合には、今までは学校支援チームが調査を行っていました。この学校支援チームは専門委員と対策委員があり、専門委員は教育委員会が選定し、対策委員は教育委員会内部の事務職員等で構成されていました。この学校支援チームによる調査の問題点は法の施行後、他の地方公共団体における重大事態に係る調査において、調査組織の構成員に中立性・公平性がないことを理由に、遺族が委員会の解散や再調査の申し出を行う事例が発生しています。現行の学校支援チームの専門委員は、教育委員会の選定した委員によるものであり、また、対策委員に教育委員会の事務局職員が含まれているので、中立性・公平性を確実に担保した組織となっていないという問題を解消するため、今回、条例を改正することにより、学校支援チームが担ってきた役割をいじめ問題対策委員会で行うようにするものです。なお、委員は各職能団体の推薦により選定を行います。今回の改正にあわせて、市長部局も教育委員会からの調査結果を再調査する組織として、いじめ問題調査委員会を設置します。7ページをご覧ください。佐伯市いじめ問題対策委員会の所掌事務ですが条例第2条第1号の重大事態に係る事実関係を明確にするための調査に関すること及び第2号のいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策に関することとなっております。この委員会は第3条のとおり5人以内で組織することとします。第4条で委員の任期は2年としています。第5条で委員会には委員長及び副委員長を各1人置くこととしています。第7条で委員会の庶務は教育委員会学校教育課で行うこととしています。以上です。

教育長 今回は既にある条例を改正するのではなく、新たに条例を制定するものでありま

す。制定の根拠は、いじめ防止対策推進法第 28 条で、組織を設けて事実関係を明確にするための調査を行うように規定されており、調査を行う委員会が中立性・公平性を持つものでなければならないということで、新たに教育委員会に内部の職員等が入らない第三者機関として調査を専らにする組織を作るため条例を定めるものであります。組織の名称は佐伯市いじめ問題対策委員会で、委員の構成等は説明のとおりです。この委員会による調査結果は市長に報告しますが、市長は再調査を行うことが可能で法第 30 条第 2 項を根拠として、教育委員会とは別に、いじめ問題調査委員会を設置することを議案として提出しています。何かご意見、ご質問はありませんか。

米倉委員 質問ではないんですが、今回の条例が制定されるということで安心しました。現在の状況では 中立性・公平性で指摘を受ける可能性が高かったので、この条例が制定されて第三者に教育委員会が調査を依頼できればと思います。

岩佐委員 9 ページの相当の期間というのを 30 日と、あえて数字を出していないのは何か含みがあるのです。

教育部長 基準となるのが 30 日というのは一つの目安ではありますが、その状況が変わらなければ 30 日経過したのでいいという話ではないということを国も見解を示しています。

岩佐委員 連続ではなくて、例えば 20 日休んで 1 週間登校し、また 20 日休んで 1 週間登校する場合も長い目で見ればかなり深刻でありますよね。

教育長 次に佐伯市公民館条例及び佐伯市文化会館条例の一部改正について、社会教育課から説明をお願いします。

社教課長 本議案は平成 32 年度から、老朽化した佐伯市弥生地区公民館の機能を弥生文化会館に移転させることに伴い、当該公民館の位置及び使用料を改めるとともに、当該文化会館を廃止しようとするものであります。弥生振興局に隣接する弥生地区公民館は老朽化のため、平成 19 年に施設が閉鎖されており、それ以降条例上では弥生地区公民館は閉鎖前の地番に存在するものの、実際は弥生文化会館に公民館長や社会教育推進委員等の職員を配置し、公民館講座や各種社会教育事業を行っております。施設概要についても、公民館に備えるべき設備機能は包括しており、社会教育法上も公民館の設置及び運営に関する基準を満たしている状況であります。市が作成しております、佐伯市公共施設等総合管理計画の公共施設等の実施方針の中では公共建築物について、将来の人口動向や地域の特性を考慮しながら全ての複合化や集約化などに取り組み、各整備計画を基に計画的に整備を行うことで施設総量の適正化を図るということで、適正化の目標としては延床面積を 44 パーセント縮減するというようになっております。また、同計画の個別施設計画

の第1期計画では、今後の方向性と取組方針の中で弥生地区公民館について、機能については弥生文化会館に移転し、建物については解体処分に取り組むと明記されております。現公民館は弥生振興局との連結通路部分を撤去し、平成32年度以降早期に合併特例債や国庫補助を活用した解体を計画しているところであります。弥生文化会館は施設の貸館事業を実施しており、近年の利用状況を見ますと公民館に移転した場合、社会教育法の適用施設として、営利業者への貸出しが制限されますが施設の目的外使用である一部の売買事業、物販など営利目的会社への貸出しを除くとほぼ公民館としての対応が可能であります。今回の改正の主な内容は佐伯市公民館条例につきましては機能移転後の弥生地区公民館の位置を現在の弥生文化会館の位置とするため、663番地を1157番地2に改めます。また、移転後の公民館の使用料について、弥生文化会館の使用料の額を基本として他の公民館と同様の料金表に改めるものであります。佐伯市文化会館条例につきましては、弥生文化会館の廃止に伴いまして名称、位置等を削るものであります。弥生文化会館は佐伯市公民館条例施行規則により1年前から予約が可能のため、文化会館としての予約を制限するために条例の施行日を平成32年4月1日としております。以上です。

教育長 34ページをご覧ください。弥生地区公民館は老朽化により、閉館状態で使用されていないが事実上、弥生文化会館が代替施設として使われており、機能移転されている状態です。公民館が老朽化しているなら建て替えればよいのですが、財政上の問題等で建替えは行わずに、正式に公民館を移し、条例上公民館の所在地等を改めるものです。何かご意見、ご質問はありませんか。

教育長 次に佐伯市都市公園条例の一部改正について、体育保健課から説明をお願いします。

体保課長 35ページをご覧ください。佐伯市都市公園条例の一部を改正する条例について、この改正は佐伯市総合運動公園に設置する有料公園施設の利用状況を勘案し、名称及び利用料金を改めようとするものであります。新旧対照表の47ページをご覧ください。改正点は大きく2点あります。1点目は多目的グラウンドの名称ですが、施設内には多目的広場という名称の施設があり、多目的グラウンドとの区別が分かりにくいことと数年前に多目的グラウンドを人工芝に張り替え、利便性が向上し利用者が増加しているため、施設の利用を内外にアピールするために名称を多目的グラウンドから人工芝グラウンドに変更しようとするものであります。あわせて、当時、多目的グラウンドは土のグラウンドを人工芝に改修しております。利用料金も土の料金の540円、260円という金額のままになっておりました。多目的広場が芝のグラウンドですので、その料金と合わせて大人が1,080円、高校生等以下が540円に改正するものであります。2点目は42ページをご覧ください。総合運動公園には佐伯球場、多目的広場、陸上競技場、相撲場等さまざまな施設がありますがそれぞれの利用料金の割増の区分が異なっている状況です。佐

伯球場、多目的広場、陸上競技場、弓道場、アーチェリー場、相撲場につきましては備考欄1に、市内に住所を有する者以外の者が利用する場合は、利用料金の額を2割増しとすると規定され、備考欄2に土日、祝日に利用する場合は3割増しとすると規定されていますが、その他の施設には割増しの規定がない状況なので、これを統一し、全施設で市内に住所を有する者以外の者が利用する場合は2割増しとする規定に改めることが今回の改正であります。以上です。

教育長 ご意見、ご質問はありませんか。

教育長 次に工事請負契約の締結について、建築主体工事、電気設備工事、機械設備工事の3つが関連しますので一括して体育保健課から説明をお願いします。

体保課長 工事請負契約の締結については、本年度、既に入札は終えて仮契約を行い、3月議会で議決されれば来年度から本工事に入る予定で、31年度に予算計上しております。建築主体工事につきましては、契約金額が577,800,000円、契約の相手方は菅・佐々木特定建設工事共同企業体です。電気設備工事につきましては、契約金額が196,834,860円、契約の相手方は大徳・菊池特定建設工事共同企業体です。機械設備工事につきましては、契約金額が421,374,636円、契約の相手方は鬼塚産業・ニッショー、つるみ水道工事特定建設工事共同企業体です。契約金額の合計は1,196,009,496円です。以上です。

教育長 佐伯市議会の議決に付すべき契約の契約金額について説明をお願いします。

体保課長 建設工事の請負に関しましては150,000,000円以上となっております。

教育長 完成時には、単独で調理しています、佐伯小学校、佐伯東小学校、渡町台小学校の合計約1,300食を除く給食を調理いたします。ただ、最大能力3,000食を作れますので、防災時には避難場所指定等の事情も持ち合わせています。建物の2回には食育指導室や研修室も備えております。

教育長 ご意見、ご質問はありませんか。なければ議案第4号につきましては、提案のとおり承認してもよろしいですか。

各委員 (全委員から「はい」との意見あり)

教育長 提案のとおり承認されました。

議案第5号 佐伯市教育委員会エネルギー管理規程の一部改正について

教育長 議案第5号佐伯市教育委員会エネルギー管理規程の一部改正について、担当から

お願いします。

教総課長 議案第5号佐伯市教育委員会エネルギー管理規程の一部改正について、今回の改正理由はエネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部改正により、当該規程に引用している条項を改める必要があるため改正を行うものであります。68ページをご覧ください。改正前の第2条の「法第7条の2第1項」と第3条の「法第7条の3第1項」が法律の改正により条がずれたため、第2条を「法第8条第1項」と第3条を「法第9条第1項」に改めるものであります。以上です。

教育長 ご意見、ご質問はありませんか。なければ、提案のとおり承認してもよろしいですか。

各委員 (全委員から「はい」との意見あり)

教育長 提案のとおり承認されました。

議案第6号 佐伯市教育委員会文書管理規程の一部改正について

教育長 議案第6号佐伯市教育委員会文書管理規程の一部改正について、担当からお願いします。

教総課長 議案第6号佐伯市教育委員会文書管理規程の一部改正につきましては、先ほどの佐伯市立幼稚園の設置に関する条例の一部改正で切畑幼稚園及び明治幼稚園が廃止されることにより佐伯市教育委員会文書管理規程中に幼稚園名と文書記号が記載されていますのでその規定を削るものであります。以上です。

教育長 条例改正とあわせて4月1日から施行するものです。ご意見、ご質問はありませんか。なければ、提案のとおり承認してもよろしいですか。

各委員 (全委員から「はい」との意見あり)

教育長 提案のとおり承認されました。

議案第7号 佐伯市教職員住宅管理規則の一部改正について

教育長 議案第7号佐伯市教職員住宅管理規則の一部改正について、担当からお願いします。

教総課長 議案第7号佐伯市教職員住宅管理規則の一部改正につきましては、教職員住宅の一部を施設の老朽化及び他用途で利活用のため廃止するものであります。77ペー

ジをご覧ください。老朽化による廃止は、本匠地域の西小堂ノ間教員住宅1号及び2号、宇目地域の豊藤団地及び越野団地、鶴見地域の大島へき地教員住宅（昭和45年度及び昭和47年度、昭和49年度分）、蒲江地域の西浦小2号住宅及び及び蒲江小1号住宅です。多用途の利活用による廃止は蒲江地域の名護屋小1号住宅です。利活用の用途については、地区が茶の間事業を行いたい意向があるため、普通財産とし、払い下げを行うとのことです。以上です。

教育長 ご意見、ご質問はありませんか。なければ、提案のとおり承認してもよろしいですか。

各委員 （全委員から「はい」との意見あり）

教育長 提案のとおり承認されました。

議案第8号 佐伯市立学校職員服務規程の一部改正について

教育長 議案第8号佐伯市立学校職員服務規程の一部改正について、担当からお願いします。

学教課長 議案第8号佐伯市立学校職員服務規程の一部改正につきましては、改正理由は「学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例」及び「学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例施行規則」の改正に伴い、介護休暇の指定期間の手続等について改正するものであります。100ページをご覧ください。介護休暇を取得するにあたっての改正内容を新旧で説明します。旧をご覧ください。今までの場合は介護休暇承認願を校長に提出しますが介護休暇取得の可能期間は連続6か月となっています。改正後は介護休暇承認願ではなく介護休暇指定期間指定願を提出するようになり、休暇を希望する期間（指定期間）は3回に分けて指定ができるようになりました。介護休暇を取得する職員はどの期間休暇を取得するのかを校長に申し出をすることになります。申し出を受けて校長が休暇の期間を指定するようになります。なお、変更があった場合は職員がその都度申し出を行い、校長が再指定をするようになります。添付する書類は、今までの要介護状態を証明する書類に加えて要介護者の状態等申出書を添付することとなります。104ページをご覧ください。改正後は介護休暇とは別に1日2時間の介護時間が取得できるようになります。94、95ページをご覧ください。以上説明しました内容が第16条及び第16条の2で規定されています。説明は以上です。

教育長 介護休暇を含めて学校職員の休日・休暇等の扱いは県の職員という扱いですので県の条例や規則の改正を受けて市の規程等を改正する必要があります。ご意見、ご質問はありませんか。なければ、提案のとおり承認してもよろしいですか。

各委員 (全委員から「はい」との意見あり)

教育長 提案のとおり承認されました。

議案第9号 佐伯市史編さん委員会への諮問について

教育長 議案第9号佐伯市史編さん委員会への諮問について、担当からお願いします。

社教課長 佐伯市史編さん委員会条例第2条において、委員会は、佐伯市教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議するものとする。と規定されており、調査審議の事項は同条第1号で佐伯市史編さんの基本方針に関することとなっております。市史編さんの基本方針につきましては、今年度に準備委員会等で学識経験者に意見を頂きながら基本方針をまとめたところではありますが、市史編さん委員会にその基本方針を諮問するに当たりまして、教育委員会の承認を求めるものであります。基本的な内容としましては107ページから記載されております。108ページをご覧ください。1の編さんの目的として、ふるさと「さいき」について市民の理解と愛着を深めることにより、未来の佐伯人の育成と将来のまちづくりを推進するため、合併20周年の節目となる記念事業として取り組むことです。これまでの旧市町村史の発刊年月日は記載のとおりで編さん時期についてもばらばらとなっております。名称については「佐伯市史」です。実施期間につきましては平成30年度から平成37年度(2025年度)となっております。基本方針は109ページに記載の4項目となっております。構成・内容としましては、110ページをご覧ください。上巻・中巻・下巻の3巻と小中学校用のダイジェスト版となっております。3巻の仕様につきましては、A4版の縦書きで1,800ページ程度、刊行部数は1,500部となっております。小中学校用のダイジェスト版の刊行部数は2,000部です。112、113ページに編さんスケジュールを記載しております。発刊につきましては、2023年度に3巻同時に発行する予定です。編さん後の普及活動として講演会等を行っていきます。以上です。

教育長 ご意見、ご質問はありませんか。なければ、提案のとおり承認してもよろしいですか。

各委員 (全委員から「はい」との意見あり)

教育長 提案のとおり承認されました。

教育長 以上で予定した議事を終了します。ありがとうございました。

報告事項等

(1) 次回教育委員会までの主要行事について

教育長 以上報告事項、その他に報告事項等ありませんか。

(確認：特になし)

特にないようですので、以上で本日の第1回佐伯市教育委員会を終了します。

終了16時28分